

新たな公共交通システム 導入実施計画（案）



能勢PR キャラクター
「お浄・るりりん（アマビエ ver）」

令和4年（2022年）3月

能勢町

1. 新たな交通システムの導入

1.1 新たな交通システムの導入の考え方

町内には路線バスが運行していない地区が存在しており、公共交通機関だけでは十分なサービスが確保できないことからNPO法人等が行う輸送サービスである「公共交通空白地有償運送」が導入されていますが、当該サービスは会員登録者に限定した交通システムです。

現在は、自動車を利用した移動が主体ですが、高齢により自動車の運転が困難になることで、新たな移動ニーズが生じる可能性が高くなることから、将来を見据えた持続可能で適正な規模の公共交通システムが必要です。

また、既存の路線バス、公共交通空白地有償運送及び一般のタクシーの利用状況を踏まえ、利用者は僅少であることが想定されることから、需要規模に応じた交通モードを選択する必要があります。

現在、路線バスが運行していない地域を主な対象とし、地域住民の移動手段の確保を図るものとします。

1.2 需要予測について

(1) 需要予測の方法

- 住民アンケート（令和2年10月実施）で得られたデータをもとに、新たな交通システムの地区別の年間利用者数、1日あたり利用者数を推計する。
- 新たな交通システムは、既存の公共交通と競合しない形での導入とするため、路線バスを利用する人は導入後も利用を継続するものとし、路線バスを利用しない人を需要予測の対象とする。
- 新たな交通システムの利用想定対象者は、新たな交通システムの利用意向者のうち、主な外出先への移動手段から新たな交通システムへの転換が期待できる「自動車系（乗せてもらう）」を対象とする。

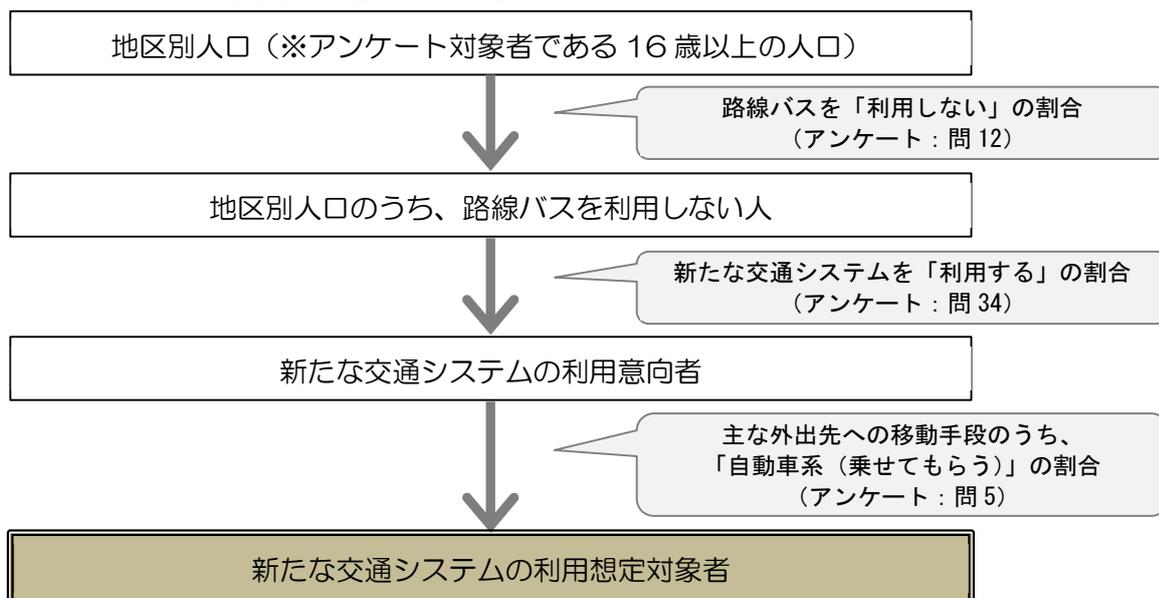


図 1.1 新たな交通システムの需要予測の方法

(2) 新たな交通システムの利用者数の推計

前述の需要予測の方法に基づいて、各地域別における新たな交通システムの需要予測結果を以下に示す。

- ・ 前述の需要予測の方法に基づいて、各地域別における新たな交通システムの利用想定対象者数を以下に示す。
- ・ 利用想定対象者数は、西地域で 71.6 人、東地域で 31.9 人、全体で 103.5 人である。
- ・ 利用想定対象者数を地区別で見ると、久佐々地区が 45.7 人で最も多く、次いで岐尼地区が 25.9 人、田尻地区が 14.6 人、歌垣地区が 9.0 人、東郷地区が 8.3 人、天王地区が 0.0 人である。

■ 新たな交通システム利用想定対象者の推計

	西地域	東地域	全体	備考
地区別人口(人)	4,481.0	2,595.0	7,076.0	運行対象地域の人口
バスを利用しない方の割合	72%	87%	-	※1参照
バス利用しない人(人)	3,241.6	2,251.0	5,492.6	
新たな交通システムの利用意向割合	5.3%	6.1%	-	※2参照
新たな交通システムの利用意向者(人)	171.9	136.9	308.8	
うち自動車系(乗せてもらう)の割合	42.9%	23.5%	-	※3参照
利用想定対象者(人)	71.6	31.9	103.5	

	天王地区	岐尼地区	久佐々地区	歌垣地区	田尻地区	東郷地区	備考
地区別人口(人)	126	1,692	2,663	886	702	1,007	運行対象地域の人口
バスを利用しない方の割合	100%	72%	72%	91%	88%	81%	※1参照
バス利用しない人(人)	126.0	1,219.2	1,918.3	809.3	615.2	818.7	
新たな交通システムの利用意向割合	0.0%	3.2%	6.5%	4.4%	9.5%	5.1%	※2参照
新たな交通システムの利用意向者(人)	126.0	38.9	125.6	35.8	58.6	41.3	
うち自動車系(乗せてもらう)の割合	0.0%	66.7%	36.4%	25.0%	25.0%	20.0%	※3参照
利用想定対象者(人)	0.0	25.9	45.7	9.0	14.6	8.3	

※1：住民アンケート問 12：路線バスを「利用しない」の割合

※2：住民アンケート問 12：路線バスを「利用しない」のうち、問 34：新たな交通システムを「利用する」の割合

※3：住民アンケート問 12：路線バスを「利用しない」のうち、問 34：新たな交通システムを「利用する」における問 3（平日）・問 8（休日）：主な外出先への移手段の「自動車系（乗せてもらう）」の割合

※表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある。

1.3 交通モードの選択

一般に一度に輸送する人数が概ね 10 名以上となる場合は、バスによる対応が基本となっており、大型バスからマイクロバスまで様々な大きさや形状があります。一度に輸送する人数が 5~9 人、もしくはそれ以下の場合は、ジャンボタクシーまたはセダン型タクシーによる対応となることが多くなっています。

また、その運用方法もコミュニティバスやデマンド型乗合タクシーなどがあり、輸送規模やニーズに応じて適正な交通モードを選択する必要があります。

導入する新たな交通システムについて、前述の 1.2 需要予測について等を参考に交通モードを選択します。

交通モードは『乗合タクシー（車両はセダン型）』

※ 1 台の乗車定員を超える場合は増車により対応する。需要に応じて将来的にはワゴン車への車両規模の変更を図ることも可能

【参考】新たな交通システムの 1 日あたり利用者数の推計について

- 前述の新たな交通システムの利用想定対象者数とその人に対する「主な外出先への外出頻度」の回答結果から 1 日あたりの利用者数の推計を行う。
- 1 日あたり利用者数は、西地域で 12.7 人/日、東地域で 9.8 人/日、全体で 25.8 人/日である。
- 1 日あたり利用者数を地区別で見ると、久佐々地区が 9.6 人/日で最も多く、次いで田尻地区が 4.1 人/日、東郷地区が 3.4 人/日、歌垣地区が 2.2 人/日、岐尼地区が 1.5 人/日、天王地区が 0.0 人/日である。

■新たな交通システム利用想定対象者と新たな交通システムの 1 日あたり利用者数

	西地域	東地域	全体
利用想定対象者(人)	71.6	31.9	103.5
新たな交通システムの1日あたり利用者数(人/日)	12.7	9.8	25.8

	天王地区	岐尼地区	久佐々地区	歌垣地区	田尻地区	東郷地区
利用想定対象者(人)	0.0	25.9	45.7	9.0	14.6	8.3
新たな交通システムの1日あたり利用者数(人/日)	0.0	1.5	9.6	2.2	4.1	3.4

※表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある。

【参考】新たな交通システムの1日あたり利用者数の推計方法

- ① 新たな交通システムの利用想定対象者を対象に、外出頻度別の回答割合毎に利用想定対象者を配分
- ② 外出頻度別に、1日当たりの外出割合を設定
- ③ ①で算出した外出頻度別利用想定対象者に、②外出頻度別の1日当たりの外出割合を乗じ、利用想定対象者の1日あたり外出する人数を算定

■外出頻度別の回答割合

(「路線バスを利用しない人」かつ「新たな交通システムを利用する」が対象)

外出頻度	西地域 (n=14)	東地域 (n=17)	全体 (n=31)
週に4~5日	7%	18%	13%
週に2~3日	21%	41%	32%
週に1日	29%	29%	29%
2週間に1日	7%	6%	6%
3週間に1日	0%	0%	0%
1ヵ月に1日	14%	6%	10%
2ヵ月に1日	21%	0%	10%
全体	100%	100%	100%

外出頻度	天王地区 (n=0)	岐尼地区 (n=3)	久佐々地区 (n=11)	歌垣地区 (n=4)	田尻地区 (n=8)	東郷地区 (n=5)
週に4~5日	0%	0%	9%	25%	13%	20%
週に2~3日	0%	0%	27%	0%	38%	80%
週に1日	0%	33%	27%	50%	38%	0%
2週間に1日	0%	0%	9%	0%	13%	0%
3週間に1日	0%	0%	0%	0%	0%	0%
1ヵ月に1日	0%	0%	18%	25%	0%	0%
2ヵ月に1日	0%	67%	9%	0%	0%	0%
全体	0%	100%	100%	100%	100%	100%

- ① 新たな交通システムの利用想定対象者を対象に、外出頻度別の回答割合毎に利用想定対象者を配分

	西地域	東地域	全体
利用想定対象者(人)	71.6	31.9	103.5
週に4~5日(人)	5.1	5.6	13.4
週に2~3日(人)	15.3	13.1	33.4
週に1日(人)	20.5	9.4	30.0
2週間に1日(人)	5.1	1.9	6.7
3週間に1日(人)	0.0	0.0	0.0
1ヵ月に1日(人)	10.2	1.9	10.0
2ヵ月に1日(人)	15.3	0.0	10.0

	天王地区	岐尼地区	久佐々地区	歌垣地区	田尻地区	東郷地区
利用想定対象者(人)	0.0	25.9	45.7	9.0	14.6	8.3
週に4~5日(人)	0.0	0.0	4.2	2.2	1.8	1.7
週に2~3日(人)	0.0	0.0	12.5	0.0	5.5	6.6
週に1日(人)	0.0	8.6	12.5	4.5	5.5	0.0
2週間に1日(人)	0.0	0.0	4.2	0.0	1.8	0.0
3週間に1日(人)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1ヵ月に1日(人)	0.0	0.0	8.3	2.2	0.0	0.0
2ヵ月に1日(人)	0.0	17.3	4.2	0.0	0.0	0.0

- ② 外出頻度別に、1日当たりの外出割合を設定

外出頻度	1週間あたり 外出日数 (日/週)	1日あたり外 出割合
週に4~5日	4.5	64.3%
週に2~3日	2.5	35.7%
週に1日	1.0	14.3%
2週間に1日	0.5	7.1%
3週間に1日	0.33	4.8%
1ヵ月に1日	0.25	3.6%
2ヵ月に1日	0.13	1.8%

- ③ ①で算出した外出頻度別利用想定対象者に、②外出頻度別の1日当たりの外出割合を乗じ、利用想定対象者の1日当たり外出する人数を算定

	西地域	東地域	全体
週に4~5日(人/日)	3.29	3.62	8.58
週に2~3日(人/日)	5.48	4.69	11.92
週に1日(人/日)	2.92	1.34	4.29
2週間に1日(人/日)	0.37	0.13	0.48
3週間に1日(人/日)	0.00	0.00	0.00
1カ月に1日(人/日)	0.37	0.07	0.36
2カ月に1日(人/日)	0.27	0.00	0.18
新たな交通システムの1日あたり利用者数(人/日)	12.70	9.84	25.81

	天王地区	岐尼地区	久佐々地区	歌垣地区	田尻地区	東郷地区
週に4~5日(人/日)	0.00	0.00	2.67	1.44	1.18	1.06
週に2~3日(人/日)	0.00	0.00	4.45	0.00	1.96	2.36
週に1日(人/日)	0.00	1.24	1.78	0.64	0.78	0.00
2週間に1日(人/日)	0.00	0.00	0.30	0.00	0.13	0.00
3週間に1日(人/日)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
1カ月に1日(人/日)	0.00	0.00	0.30	0.08	0.00	0.00
2カ月に1日(人/日)	0.00	0.31	0.07	0.00	0.00	0.00
新たな交通システムの1日あたり利用者数(人/日)	0.00	1.54	9.56	2.16	4.05	3.43

※表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある。

1.4 運行区域と主な目的地

対象は、路線バスが運行していない地域を基本とし、需要ニーズ等を鑑み、天王地区、田尻地区、岐尼地区の一部及び久佐々地区の一部とします。

既存の公共交通や公共交通空白地有償運送等の利用状況及び新たな交通システムの1日あたり利用者数の推計結果を踏まえ、利用者は僅少と想定し、利用目的は高齢者等の買い物・通院等の日常利用を想定するものとします。

買い物・通院等における目的地は、住民アンケート結果より、町内が多くを占めている状況を踏まえ、町内の買い物施設や医療機関へのアクセスを確保することとします。

運行区域は、以下の地区を設定
『天王地区、田尻地区、岐尼地区の一部及び久佐々地区の一部』

主な目的地は、
『町内の買い物施設等』を設定

1.5 運行形態の選択

本町における新たな交通システムの運行形態は、持続可能な公共交通として、住民の移動を支え続ける必要があるため、効率的な運行をめざして、定時定路線ではなく、利用者から予約があった際に運行する「デマンド型」とします。

- 定時定路線の場合、需要がなくても運行する必要があるため、需要が少ない場合は非効率となる。
- 実際に運行された便数の割合が高い場合は、定時定路線への変更に向けた検討・実施が可能である。

運行形態は、需要が少ないことが想定されるため、
効率的で持続可能な公共交通の確保に向け、『**デマンド型**』で運行

(1) デマンド型の運行方式

デマンド交通は、DRT（Demand Responsive Transport:需要応答型交通システム）と呼ばれ、「デマンド」とは要望のことで、乗客から事前に連絡（予約）を受けて運行し、基本となる路線以外の停留所に立ち寄るなど、乗客の要望を運行に反映できる運行形態をいいます。

運行方式や運行ダイヤ、さらには発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在します。

平成 18 年の道路運送法の改正により、デマンド交通も道路運送法に基づき乗合事業に位置づけられ、一般的には地域公共交通会議で協議が調うことが運行許可の条件となっています。

デマンド型乗合タクシーは、利用者の利便性向上や運転者の負担軽減をはじめ、既存の路線バス、タクシー及び公共交通空白地有償運送との役割分担を図るなどの観点から乗降ポイントを設けるものとし、『自由経路ミーティングポイント型』とする。

デマンド型乗合タクシーの運行方式は、
『**自由経路ミーティングポイント型**』で運行

また、路線バスを運行しているエリアとのサービス水準の公平性やタクシー及び公共交通空白地有償運送との役割分担を考慮すると、あらかじめダイヤを設定した定時による運行が望まれるため、ダイヤを設定するものとする。

デマンド型乗合タクシーは、『**定時ダイヤ型**』とする

2. 運行概要

2.1 新たな交通システムの概要

前述の検討を踏まえ、導入する新たな交通システムは、以下のとおりとします。

- 交通モード : 乗合タクシー（車両はセダン型）
- 運行形態 : デマンド型交通
- 運行方式 : 自由経路ミーティングポイント型

2.2 運行区域

運行区域は、交通空白地の改善や住民の移動手段の確保を図ることを目的として、主要な公共施設、買い物施設等と天王地区、田尻地区、岐尼地区の一部及び久佐々地区の一部を結ぶものとし、乗降場所は、各地区の拠点となる公民館や集会所をはじめ、公民館や集会所等から離れた地区のゴミステーション等に停留所（ミーティングポイント）を設置します。

- 主要な公共施設である能勢町役場、浄るりシアター、保健福祉センター等をはじめ、買い物施設等と各地区を結ぶルートとする。
- 既存の公共交通（路線バス）と並行する区間は、競合することなく、持続可能な公共交通の実現を考慮し、乗合タクシーの利用はできないものとする。
- 停留所は、既存のタクシー及び公共交通空白地有償運送との役割分担を踏まえ、上記施設及び町内の各地区の拠点となる公民館や集会所、公民館や集会所等から離れた地区のゴミステーション等に設置する。
- また、能勢町宿野～豊中センター前間は西能勢線 77 系統が運行、大里～口山内間は西能勢線 74 系統が運行しているため、路線バスの運行時間帯と重複しないものとする。

●運行区域一覧

天王地区	田尻地区	岐尼地区	久佐々地区	主な目的地
天王	上田尻 下田尻	山辺 山田 垂水 長谷 神山 上杉	宿野	森上停留所 山辺口停留所 能勢町保健福祉センター 能勢町役場 能勢町宿野停留所

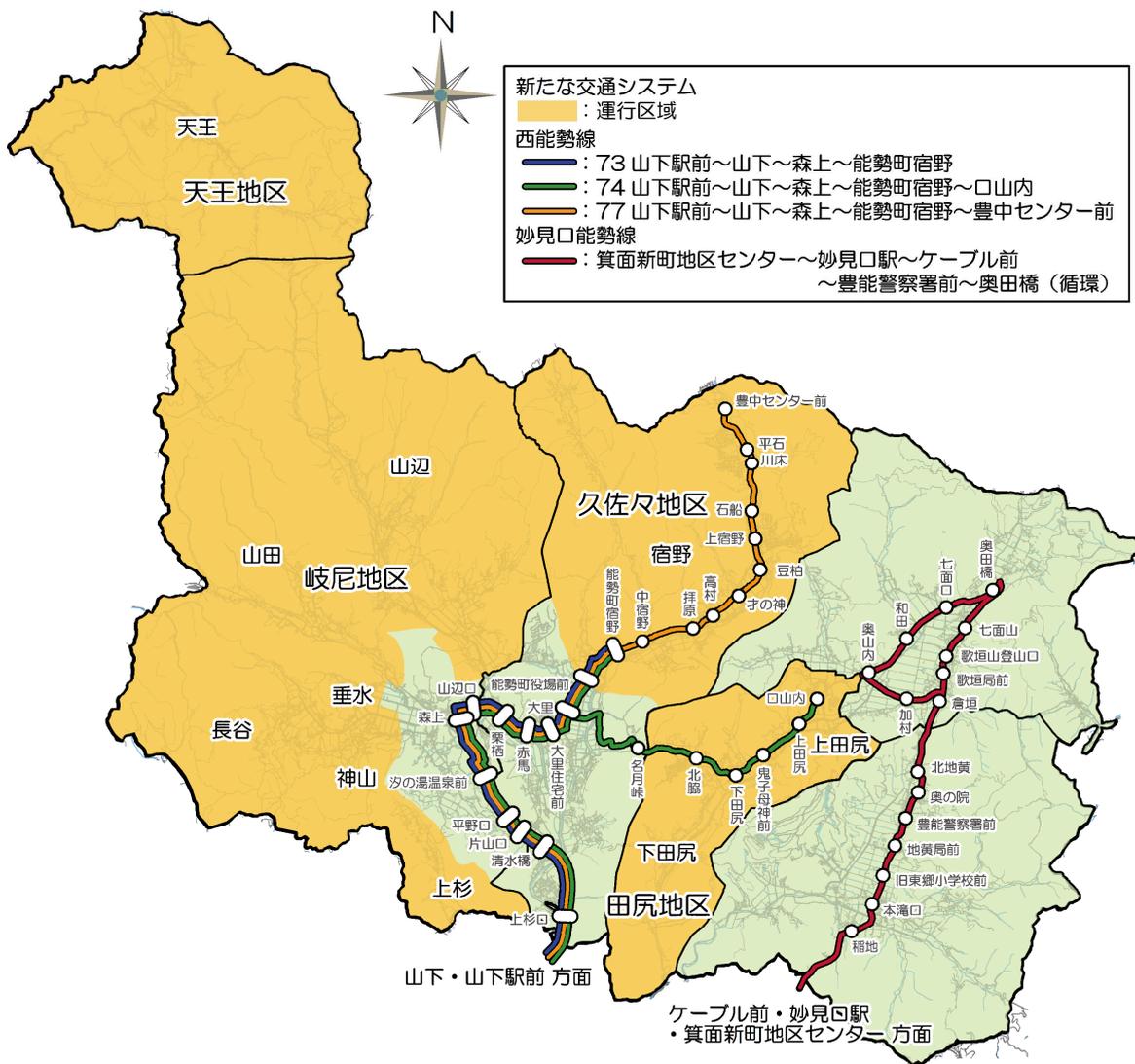
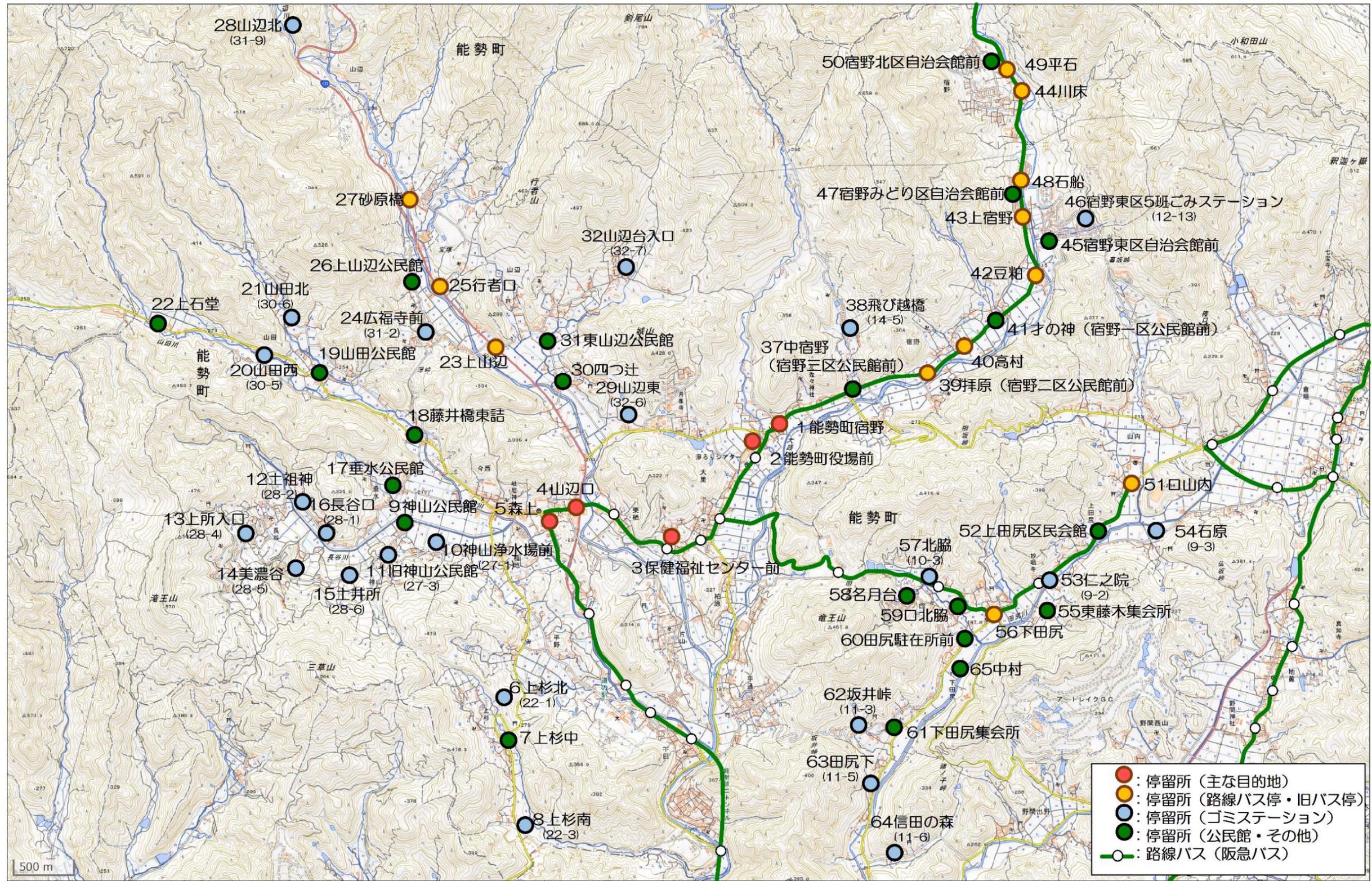


図 2.1 新たな交通システムの運行区域

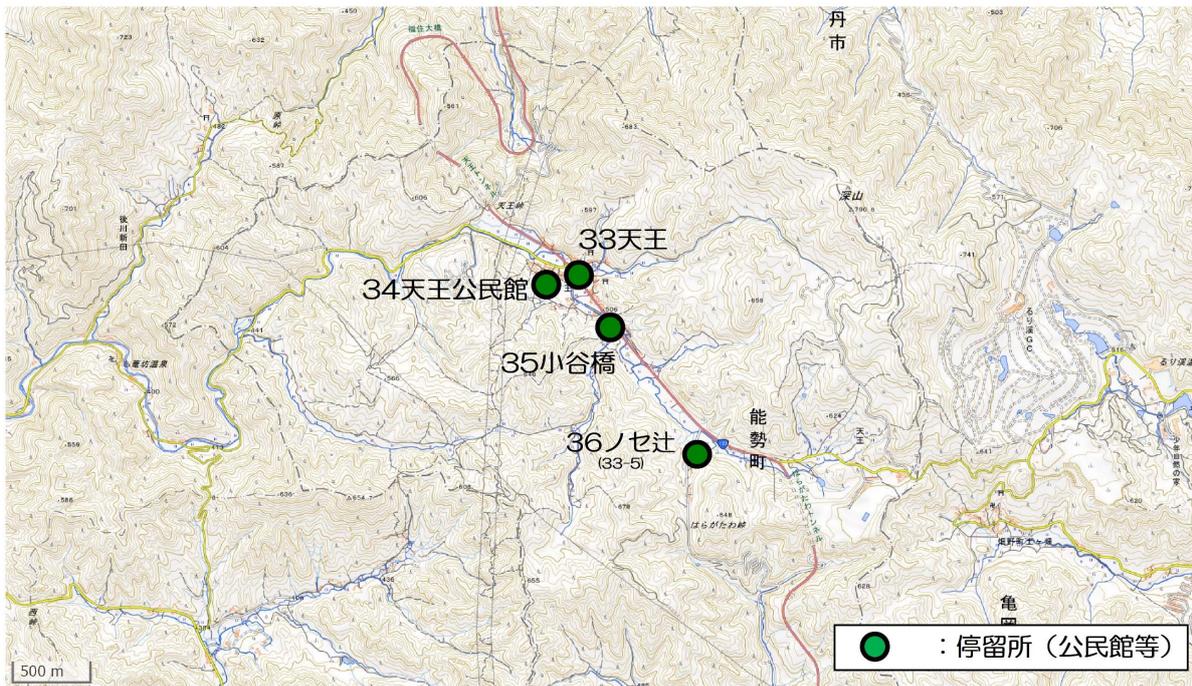
◆ 岐尼地区の一部・久佐々地区の一部・田尻地区



※国土地理院ウェブサイト (地理院地図 (電子国土Web)) をもとに作成

図 2.2 新たな交通システムのミーティングポイント (停留所) (1/2) ※ () 内の数字はゴミステーション番号

◆ 天王地区



※国土地理院ウェブサイト（地理院地図（電子国土Web））をもとに作成

図 2.3 新たな交通システムのミーティングポイント（停留所）（2/2）

【参考】西能勢線 77 系統（山下駅前⇄能勢町宿野⇄豊中センター前）

及び西能勢線 74 系統（山下駅前⇄能勢町宿野⇄口山内）運行状況

●山下駅前⇒能勢町宿野⇒豊中センター前・口山内方面

系統番号	73	74	73	77	73	73	74	73	74	73	77	73
山下駅前	7:00	7:35	9:05	10:05	12:05	13:35	15:05	16:05	17:05	18:20	19:40	21:00
山下	7:02	7:37	9:07	10:07	12:07	13:37	15:07	16:07	17:07	18:22	19:42	21:02
山下本町	7:03	7:38	9:08	10:08	12:08	13:38	15:08	16:08	17:08	18:23	19:43	21:03
一庫	7:05	7:40	9:10	10:10	12:10	13:40	15:10	16:10	17:10	18:25	19:45	21:05
長深	7:06	7:41	9:11	10:11	12:11	13:41	15:11	16:11	17:11	18:26	19:46	21:06
民田	7:07	7:42	9:12	10:12	12:12	13:42	15:12	16:12	17:12	18:27	19:47	21:07
上杉	7:10	7:45	9:15	10:15	12:15	13:45	15:15	16:15	17:15	18:30	19:50	21:10
清水	7:12	7:47	9:17	10:17	12:17	13:47	15:17	16:17	17:17	18:32	19:52	21:12
片山	7:14	7:49	9:19	10:19	12:19	13:49	15:19	16:19	17:19	18:34	19:54	21:14
汐の湯温泉	7:14	7:49	9:19	10:19	12:19	13:49	15:19	16:19	17:19	18:34	19:54	21:14
森の湯温泉	7:15	7:50	9:20	10:20	12:20	13:50	15:20	16:20	17:20	18:35	19:55	21:15
山辺	7:16	7:51	9:21	10:21	12:21	13:51	15:21	16:21	17:21	18:36	19:56	21:16
栗馬	7:18	7:53	9:23	10:23	12:23	13:53	15:23	16:23	17:23	18:38	19:58	21:18
大里住宅	7:18	7:53	9:23	10:23	12:23	13:53	15:23	16:23	17:23	18:38	19:58	21:18
能勢町役場	7:20	7:55	9:25	10:25	12:25	13:55	15:25	16:25	17:25	18:40	20:00	21:20
能勢町宿野	7:21	7:56	9:26	10:26	12:26	13:56	15:26	16:26	17:26	18:41	20:01	21:21
中拝	7:22	7:57	9:27	10:27	12:27	13:57	15:27	16:27	17:27	18:42	20:02	21:22
高才	7:23	7:58	9:28	10:28	12:28	13:58	15:28	16:28	17:28	18:43	20:03	21:23
豆の宿	7:24	7:59	9:29	10:29	12:29	13:59	15:29	16:29	17:29	18:44	20:04	21:24
上石	7:30		9:35	10:31	12:35	14:05		16:35		18:50	20:06	21:30
川平				10:32							20:07	
豊中センター				10:33							20:08	
能勢町宿野				10:34							20:09	
能勢町役場				10:35							20:10	
大里住宅				10:36							20:11	
栗馬				10:37							20:12	
山辺				10:38							20:13	
森の湯温泉				10:39							20:14	
汐の湯温泉				10:40							20:15	
片山				10:47							20:22	
能勢町宿野	8:01						15:31		17:31			
能勢町役場	8:01						15:31		17:31			
大里住宅	8:03						15:33		17:33			
栗馬	8:06						15:36		17:36			
山辺	8:07						15:37		17:37			
森の湯温泉	8:08						15:38		17:38			
汐の湯温泉	8:09						15:39		17:39			
片山	8:10						15:40		17:40			
能勢町宿野	8:16						15:46		17:46			

●口山内・豊中センター前⇒能勢町宿野⇒山下駅前方面

系統番号	73	77	73	74	73	77	73	73	74	73	74	73
口山内				8:25					16:05		17:55	
鬼子母神				8:26					16:06		17:56	
下北				8:27					16:07		17:57	
大名				8:28					16:08		17:58	
能勢町役場				8:29					16:09		17:59	
豊中センター				8:30					16:10		18:00	
川平				8:34					16:14		18:04	
上石				8:35					16:15		18:05	
豆の宿	6:35											
高才	6:36											
中拝	6:37											
能勢町宿野	6:38											
能勢町役場	6:39											
大里住宅	6:40											
栗馬	6:41											
山辺	6:42											
森の湯温泉	6:43											
汐の湯温泉	6:44											
片山	6:17	6:47	7:37	8:37	9:47	11:17	12:47	14:17	16:17	16:47	18:07	19:00
能勢町役場	6:17	6:47	7:37	8:37	9:47	11:17	12:47	14:17	16:17	16:47	18:07	19:00
大里住宅	6:19	6:49	7:39	8:39	9:49	11:19	12:49	14:19	16:19	16:49	18:09	19:02
栗馬	6:20	6:50	7:40	8:40	9:50	11:20	12:50	14:20	16:20	16:50	18:10	19:03
山辺	6:21	6:51	7:41	8:41	9:51	11:21	12:51	14:21	16:21	16:51	18:11	19:04
森の湯温泉	6:22	6:52	7:42	8:42	9:52	11:22	12:52	14:22	16:22	16:52	18:12	19:05
汐の湯温泉	6:24	6:54	7:44	8:44	9:54	11:24	12:54	14:24	16:24	16:54	18:14	19:07
片山	6:25	6:55	7:45	8:45	9:55	11:25	12:55	14:25	16:25	16:55	18:15	19:08
清水平	6:26	6:56	7:46	8:46	9:56	11:26	12:56	14:26	16:26	16:56	18:16	19:09
上杉	6:27	6:57	7:47	8:47	9:57	11:27	12:57	14:27	16:27	16:57	18:17	19:10
民田	6:28	6:58	7:48	8:48	9:58	11:28	12:58	14:28	16:28	16:58	18:18	19:11
長深	6:29	6:59	7:49	8:49	9:59	11:29	12:59	14:29	16:29	16:59	18:19	19:12
一庫	6:32	7:02	7:52	8:52	10:02	11:32	13:02	14:32	16:32	17:02	18:22	19:15
山下本町	6:32	7:02	7:52	8:52	10:02	11:32	13:02	14:32	16:32	17:02	18:22	19:15
山下	6:33	7:03	7:53	8:53	10:03	11:33	13:03	14:33	16:33	17:03	18:23	19:16
山下	6:37	7:07	7:57	8:57	10:07	11:37	13:07	14:37	16:37	17:07	18:27	19:20
山下	6:38	7:08	7:58	8:58	10:08	11:38	13:08	14:38	16:38	17:08	18:28	19:21
山下	6:40	7:10	8:00	9:00	10:10	11:40	13:10	14:40	16:40	17:10	18:30	19:23
山下	6:42	7:12	8:02	9:02	10:12	11:42	13:12	14:42	16:42	17:12	18:32	19:25
山下	6:43	7:13	8:03	9:03	10:13	11:43	13:13	14:43	16:43	17:13	18:33	19:26
山下	6:47	7:17	8:07	9:07	10:17	11:47	13:17	14:47	16:47	17:17	18:37	19:30

※西能勢線時刻表（2021年4月1日改正 阪急バス株式会社）をもとに一部加筆

2.3 運行概要

2.3.1 運行日

運行日は、以下のとおりとします。

- ・運行日：平日を基本とし、以下の地区毎に週3日とする
- ① 天王地区、岐尼地区の一部：火・木・土の週3日
- ② 久佐々地区の一部、田尻地区：月・水・金の週3日
- ※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く



図 4 新たな交通システムの運行日の概要

2.3.2 運行時間帯

運行時間帯は、以下のとおりとします。

- 運行時間帯：概ね 8 時台から概ね 17 時台

2.4 運行回数

運行回数は、1 回あたりの運行時間・運行距離を想定して、概ね 1 時間のダイヤ設定により 10 回/日とする。田尻地区及び久佐々地区の一部は、路線バスが運行している時間帯においてダイヤ設定を行わないものとし、田尻地区では 6 回/日、久佐々地区の一部では 8 回/日とする。

- 運行回数：概ね 1 時間のダイヤ設定により 10 回/日

※田尻地区及び久佐々地区の一部は路線バスが運行している時間帯においてダイヤ設定を行わない

【天王地区・岐尼地区】

運行ダイヤ					
午前	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00
午後	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

【田尻地区】

運行ダイヤ					
午前	-	9:00	10:00	11:00	12:00
午後	13:00	14:00	-	-	-

【久佐々地区の一部】

運行ダイヤ					
午前	8:00	9:00	-	-	12:00
午後	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

2.5 運賃

運賃は、持続可能な交通体系の実現を図るために、一定の利用者負担を求めることを基本とします。また、運賃体系はわかりやすいものとし、既存の路線バス、タクシー及び公共交通空白地有償運送の運賃及びサービス水準とのバランスを考慮したものとします。

●デマンド型乗合タクシーの運賃

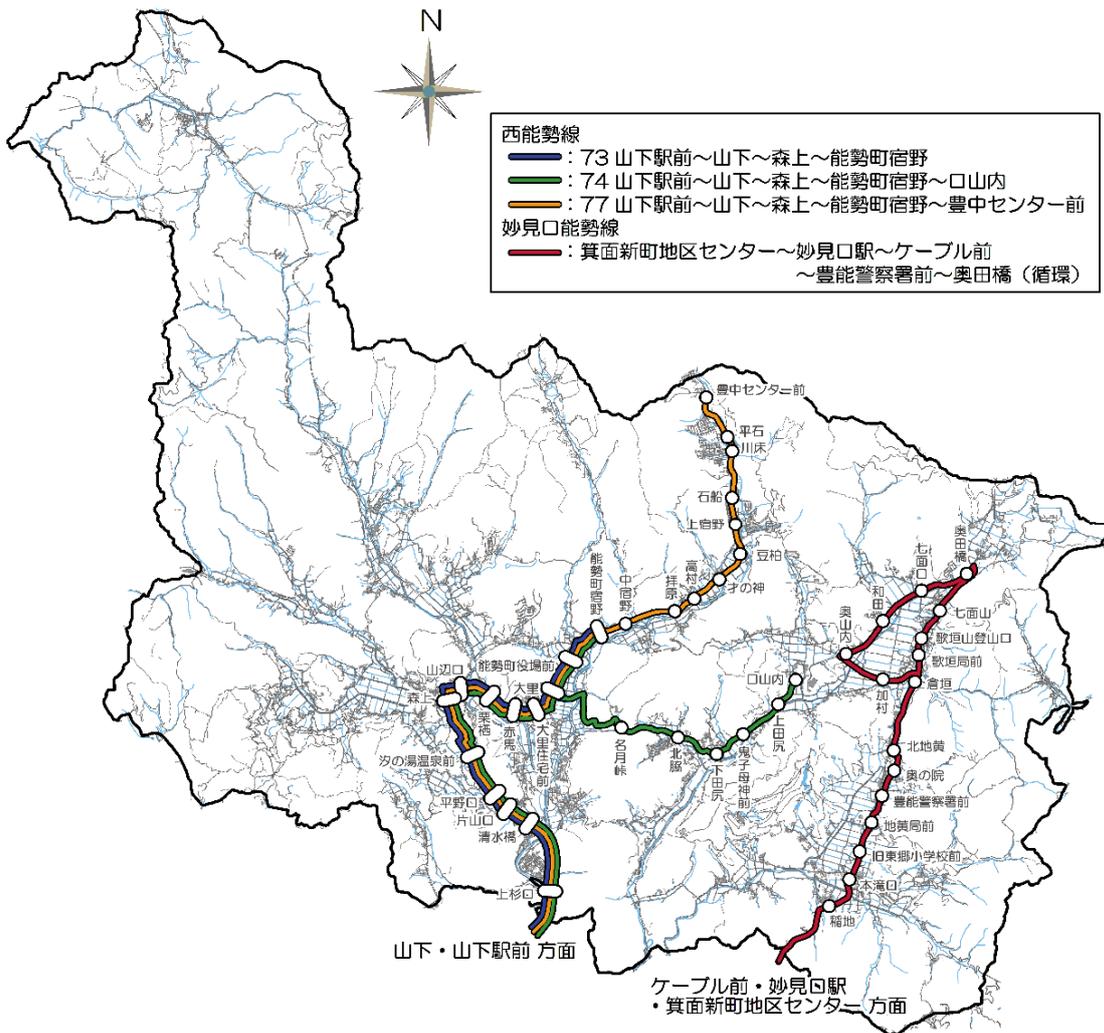
- 運賃体系は、運行区域が町の一部地域であるため、均一料金とする。
- 運賃は、一乗車 300 円とする。
- 小人（小学生以下）は 150 円とする。（※ 1 歳未満の乳児は無料。また、大人が同伴の場合、大人 1 人につき小学生未満の幼児 1 人を無料とする。）
- 次のいずれかに該当する者並びにその介護人及び付添人のうち必要と認められた者については、大人 150 円、小人 100 円とする。
 - ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ②都道府県知事の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者
 - ③児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出した者
 - ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

【参考】路線バス西能勢線運賃表

																							山下駅前		
																								山下	160
																								一庫ダム	160 160
																								深谷	160 180 180
																								民田口 千軒	160 200 260 260
																								上杉口	160 160 200 260 260
																								清水橋	160 160 220 270 330 330
																								夕の湯 温泉前	160 200 200 280 340 390 390
																								山辺口 森上	160 160 230 230 310 360 420 420
																								大里	160 160 210 280 280 370 420 470 470
																								能勢町 宿野	160 160 190 250 310 310 400 440 490 490
																								大里	160 160 160 160 210 280 280 370 420 470 470
																								名月峠	160 170 160 200 230 280 360 360 440 480 490 490
																								下田尻	160 180 210 180 240 270 330 400 400 470 480 490 490
																								口山内	160 190 240 260 240 340 340 380 450 450 470 480 490 490
																								拝原	— — — — 160 160 200 230 290 370 370 440 480 530 530
																								豆柏	160 — — — — 160 190 250 270 340 410 410 480 520 580 580
																								川床	160 170 — — — — 210 240 300 330 390 450 450 520 580 620 620
																								豊中 センター前	160 160 200 — — — — 240 270 340 360 420 480 480 560 600 650 650

山下駅前～一庫ダム～能勢町宿野～口山内・豊中センター前

※西能勢線運賃表（2021年4月1日改定 阪急バス株式会社）をもとに一部加筆



2.6 利用対象者

利用対象者は、以下のとおりとする。

- 新たな交通システムの導入にあたっては、現在、路線バスが運行していない地域を主な対象とし、地域住民の移動手段の確保を図るものとするため、利用対象者を能勢町民とする。
- また、会員登録は行わないものとする。

• 利用対象者は能勢町民とし、会員登録は行わないものとする

2.7 予約方法

予約方法は、以下のとおりとする。

- 乗車を希望する日の1週間前（7日前）から前日の夕方（16:30）までに予約センターへ電話で予約する。
 - 予約センターは町役場内に開設し、町職員により予約受付を行うものとする。
 - 予約受付終了後に運行事業者へ予約状況を共有するものとする。なお、予約システムは導入しないものとする。
- ※ 予約受付時間は町役場の開庁日（平日 8:30～16:30）を予定する。運行日の前日が休日の場合は、その直前の開庁日の受付時間まで予約を受け付けるものとする。

3. 運営方法

3.1 事業主体

事業主体は、交通空白地の改善を主体的に取り組み、事業の収益性に左右されることなく継続的に行う必要があることから、能勢町とします。

3.2 運行主体

安全性確保等の観点から、道路運送法第4条で規定される一般旅客自動車運送事業者（タクシー事業者等）による運行とします。

4. 期待される事業の効果

新たな交通システムが運行することにより期待される効果を以下に示します。

●期待される事業の効果

- ・ 交通不便地における移動手手段の確保
- ・ 主要な公共施設や日常生活に必要な商業施設等をはじめ、町外へのアクセス機能を有する路線バスへのアクセス確保
- ・ 高齢者等の外出機会の増加
- ・ 乗り合い利用による住民同士の交流機会の増加
- ・ 外出機会及び交流機会の増加による地域活性化

5. 実証運行期間

実施開始予定日：令和4年（2022年）7月頃

※ 実証運行開始から1年間は道路運送法第21条による運行とし、実証運行開始一年後を目途に道路運送法第4条による運行を目指す。

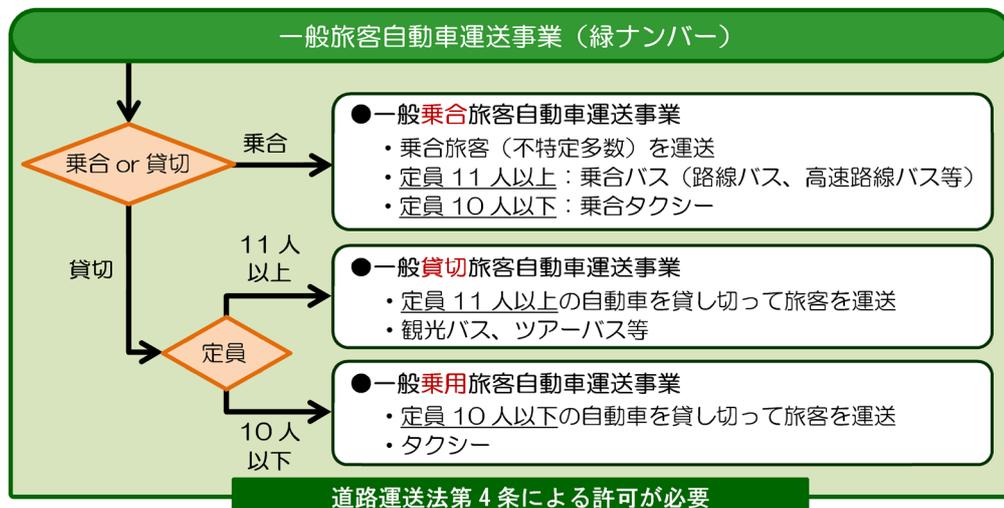
●道路運送法

道路運送法には、路線バスやタクシーなどの“他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業”である『旅客自動車運送事業』について規定しており、公共交通を運行する場合に守るべき基本的な法律の1つになる。

公共交通は、運賃等（対価）をもらって運行することが基本となるため、原則として「緑ナンバー（事業用）」の車両を使用することになる。

ただし、例外的に「白ナンバー（自家用）」の車両を使用できる場合があり、白ナンバーで運行する公共交通を『自家用有償旅客運送』、緑ナンバーで運行する公共交通を『一般旅客自動車運送事業』という。

●一般旅客自動車運送事業の種類



※国土交通省資料をもとに作成

●本導入実施計画における乗合タクシーの運行について

- 一般的なタクシーは、国土交通大臣から道路運送法に基づき、定員 10 人以下の自動車を貸し切りで旅客を輸送する「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を得て、運行している。
- 乗合タクシーは、路線バスと同様に不特定多数の方が乗り合わせる「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可を得た事業者により運行する必要がある。
- しかし、乗合タクシーを運行するために必要な一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得たタクシー事業者は町内に存在せず、新たに事業許可を取得する必要があるが、タクシー事業者による一定期間の準備及び国の処理期間等が必要となる。
- 乗合タクシーを実施する地域の状況を踏まえ、速やかに運行する必要があるため、地域や期間を限定して乗合旅客の運送が可能となる道路運送法第 21 条で運行することとする。
- 運行開始後、タクシー事業者により一般乗合旅客自動車運送事業の事業許可の取得に向けた手続きを進め、運行開始 1 年後を目途に道路運送法第 4 条による運行開始を予定している。

● 道路運送法第 21 条について

- 道路運送法第 21 条において、以下の条件を満たす場合、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合旅客の運送をできるものとしています。

- ① 災害の場合その他緊急を要するとき。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

道路運送法第 21 条による運行は主に以下のものになります。

- 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難
- 運行する期間が 1 年以下
- イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、**実証運行**等、短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行
- 自治体等からの要請

期間を決めて実証運行を行う際に利用されるケースもあります。

※国土交通省資料をもとに作成